



昭和44年~平成24年改築前の事務所



平成25年3月27日に事務所改築完成 式典を行いました



平成25年3月18日より新事務所にて業務開始いたしております

	・ごあいさつ2	· 平成25年度予算
	理事長 恒川宣彦	・財務状況の公表
B	・新年度を迎えて	· 新総代決定
	愛知県土地改良事業団体連合会 会長 神谷金衛	· 新治水委員決定
次	・国営事業の実施状況について4 —	・新役員決定ほか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	新濃尾農地防災事業所 所長 國安 法夫	· 平成25年度賦課金·決
•	<ul><li>・国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の実施状況… 5</li><li>・通常総代会議案</li></ul>	·新濃尾地区計画変更同
	但市心10五0 (未)	和機構地區的自然文件

· 平成25年度予算······ 7	
・財務状況の公表	
· 新総代決定 9	
· 新治水委員決定	
・新役員決定ほか	
・平成25年度賦課金・決済賦課金について 12	
- 新濃尾地区計画変更同意について 14	

## ◎受益面積及び組合員数

(平成24年11月1日現在)

				(1770=	111111111111111111111111111111111111111	
市町名	一宮市	稻沢市	津島市	名古屋市	清須市	愛西市
受益面積(ha)	1,830.0	1,922.2	414.5	476.4	138.6	140.2
組合員数(人)	9,550	7,495	1,212	2,137	999	512
市町名	北名古屋市	あま市	蟹江町	大治町		+
受益面積(ha)	6.9	752.3	104.4	90.4	5,85	75.9
組合員数(人)	86	3,418	635	598	26,	642



## ごあいさつ

宮田用水土地改良区 理事長 恒 川 宣 彦

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃は、当改良区の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年8月に総代会総選挙により新しい総代さん80名が選出され、組合員の代表として4年間の任期に就かれました。その後、役員選挙により13名の理事・5名の監事が選出され、さらに理事の互選により引き続き理事長の重責を担うこととなりました。もとより微力ではありますが、粉骨砕身努力いたす所存ですのでよろしくお願いいたします。

最初に、今年度の通水状況ですが、犬山頭首工からの取水をすでに開始しております。受益地区全域に配水するよう最大限の努力をしますが、与えられた取水量には限りがあり、ほぼ全域で時間割による「番水制」を実施しなければなりません。組合員の皆様には大変なご苦労と不自由を強いることとなりますが、何卒ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

次に、事務所改築工事に関して昨年7月より8ヶ月間の工期で工事を行い、3月4日に竣工式、同月27日に来賓多数を招き改築完成式典を無事終えることが出来ました。これもひとえに総代さんを始めとする組合員の皆様の深いご理解ご協力の賜として、末永く使ってまいります。

また、3月5日に通常総代会を招集し、平成25年度予算案を始めとする14議案を可決成立させていただきました。大変厳しい財政状況の中ではありますが賦課金におきましては据え置きとし、引き続き経費削減に努力してまいります。平成25年度一般会計収支予算は、総額6億1,922万円余で、対前年度比42.0%、額にして8億5,395万円余の大幅な減額となっております。この主たる要因は、事務所改築工事が完了したことと、五条川改修に伴う、萱津立切(あま市上萱津地内)の撤去に伴う水源補償として4ヶ所の取水施設設置工事が完了したことによる比較減です。この設置工事の費用はすべて県の負担によるものです。

第14号議案では、任期満了に伴い治水委員48名を選定させていただきました。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

当地域の国県営事業の状況については、国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」は、宮田導水路9.8kmの改修工事を行っております。平成24年度は扶桑町地内の1号サイホン工事のシールドマシンが無事到達し、掘削が完了いたしました。江南市地内ではボックスカルバートによる改修など着実に進捗しております。未改修区間もわずかとなりましたが、早期完了に向け努力してまいります。

また、今年度は新濃尾事業など濃尾用水地域における国営土地改良事業の計画変更に対する組合員皆様の同意が必要となり、同意に関する書類を夏頃に配布します。皆様方のご同意とご協力を是非ともお願いいたします。(裏表紙参照)

県営土地改良事業では、地域用水環境整備事業や地盤沈下対策事業など6事業について、関係機関と連携しながら継続・実施してまいります。

最後に、土地改良区の使命達成に向け役職員一致協力し、あらゆる課題を解決すべく努力をしてまいりますので、組合員皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 新年度を迎えて

# 愛知県土地改良事業団体連合会 会 長 神 谷 金 衛



若葉薫る季節となりましたが、恒川理事長はじめ組合員の皆様方には、ますますご健勝にてご 活躍のこととお喜び申し上げます。

また、平素から土地改良事業の推進につきましては、格別のご支援、ご協力をいただいており厚くお礼申し上げる次第であります。

ご承知のとおり、先人達の努力の結晶である農業・農村を巡っては、農産物価格の低迷に加え、担い手の減少や65歳以上の高齢農家に頼らざるを得ない危機的な農業構造、更には、先行きの見えない「環太平洋経済連携協定(TPP)」への交渉参加など、農業の大きな転換期と重要な局面に直面をしております。

さて、平成25年度農林水産関係予算は2兆2976億円で、平成12年度以来13年ぶりに増加し、伸び率は5.7%で昭和54年の13.3%に次ぐ高さとなりました。

私どもの農業農村整備事業は3362億円で、緊急経済対策を盛り込み、平成24年度補正予算案を含めると5902億円となり、平成21年政権交代前を超える水準に増額されることとなります。

こうした国の動きを受け、愛知県におきましても、厳しい財政状況の中、24年度2月補正として 125億6千5百万円、さらに25年度当初予算として前年度と同額の144億5百万円が確保されましたこ とから、予算執行額の合計は269億7千万円となり、前年度比194%と大幅に増額されております。 さらに、単独土地改良事業につきましても、対前年同額の予算が確保されております。

貴土地改良区が連綿と受け継がれている濃尾用水地域は、木曽川の水を利用して農業用水の取水を犬山頭首工から行っており、この犬山頭首工は国営土地改良事業「濃尾用水地区」として、昭和41年から国が維持管理を実施しております。平成10年度からは国営土地改良事業「新濃尾地区」として、犬山頭首工の改修、幹線用排水路の分離工事や排水路の整備工事を実施されておりますが、順調に進捗し、平成19年度に事業化された新濃尾二期地区の宮田導水路改修工事についても着実に進捗しておりますことは大変喜ばしいことであります。

また、今後は、近年の土地利用の変化等に伴いこの「濃尾用水地区」「新濃尾地区」について、事業計画の内容の一部見直しの必要が生じ、両事業の計画変更が進められますので、濃尾用水地域の農業用水を安全かつ安定的に配水できますよう組合員の皆様がより一層結束を固められ、事業促進のため更なるご尽力をされるよう切にお願い申し上げます。

終わりに、四百年の伝統ある宮田用水土地改良区が、江戸の時代から脈々と受け継がれた農業 用水として貢献するとともに、大都市近郊の土地改良区ならではの取り組みとしての"都市との 共生"を図りながら地域に大きく寄与される模範的な土地改良区として、ますます繁栄されます ようお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。



## 国営事業の実施状況について

このたび、4月1日付で新濃尾農地防災事業所長としてまいりました國安法夫と申します。

東海農政局管内での勤務は初めてですが、国営事業の推進に邁進したいと考えておりますので、 何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、宮田用水土地改良区の組合員の皆様には、日頃より、国営事業の推進につきまして多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国営新濃尾土地改良事業は、平成10年12月に事業所を開設し、事業に着手して以来、順調に進捗してまいりました。新濃尾(一期)地区で改修しました大江排水路については、適切に管理していただき、農業生産や農業経営の安定、地域の安全・安心に寄与しているところであります。

平成24年度は、平成20年度から開始しました宮田導水路の改修工事が、最盛期を迎え、鋭意事業を推進してまいりました。土地改良区の皆様を始め、扶桑町及び江南市の地元の方にご協力いただき、平成24年度まで全体9.8kmのうち約8.1 kmの区間の用水路を改修し、上流区間では、主要工事である1号サイホン建設工事(扶桑町から江南市に至る道路下暗渠区間)が無事完了しました。また、下流区間では江南市宮田町地内の用水路(約0.3km)の改修を行いました。

皆様のご支援により平成25年度予算は24年度補正予算と合わせて2,880百万円となっており、前年以上の予算を確保することができました。宮田導水路の改修工事として、木曽川本堤沿いの江南中般若工区及び江南中般若草井工区(江南市中般若町及び草井町地内)、本郷暗渠部(江南市宮田町地内)の用水路改修、中央管理所耐震補強等の工事を行う予定です。関係機関と調整を図りながら、引き続き計画的かつ安全に工事を進めていくこととしております。

また、新木津用水路の改修を事業計画に取り込むための計画変更については、変更計画決定に向け説明会の開催等順次作業を進めております。この計画変更につきましても土地改良区の皆様のご支援・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

更に、事業所と致しましては、より一層新濃尾土地改良事業を推進するため、また土地改良事業の重要性を広く認識して頂くためにも、引き続き、水路の清掃活動を行うクリーン作戦及び事業所広報誌「リフレッシュ濃尾用水」の発行等を通じて、農業や農業用水の大切さや、土地改良区の役割等について広めるなど、環境教育、広報活動等についても、土地改良区と連携を図りながら、今後も積極的に取り組みたいと考えております。

最後になりましたが、宮田用水土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げるととともに、引き続き新濃尾土地改良事業の推進に、ご支援賜りますようお願い申し上げご挨拶と致します。

## ◇国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の実施状況(宮田導水路)◇





平成22年から開始しました1号サイホン建設工事(延長1.9km)が完了しました。 引き続き、上流取付水路の建設を行う予定です。

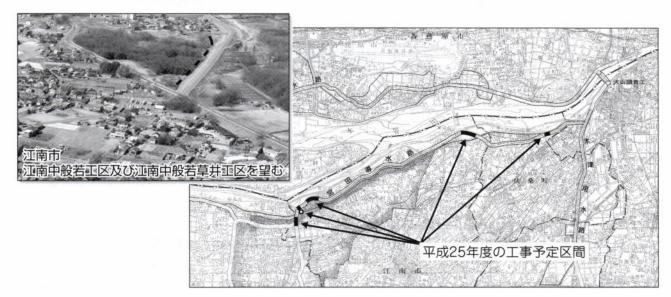




江南市宮田町(蘇南公園脇)において、前年度設置した側水路(右岸側)に引き続き用水路(左岸側)の改修を行いました。

## ○平成25年度の工事予定

平成25年度は扶桑町、江南市、一宮市地内において、宮田導水路の改修工事を行います。 周辺住民の皆様には、工事期間中の交通規制等、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



## ◎通常総代会議案

平成25年3月5日開催の通常総代会で次の各議案が審議可決されました。

第 1 号議案 役員の補欠選挙について

第2号議案 平成24年度一般会計収支補正予算について

第3号議案 平成24年度工事施行について

第4号議案 平成24年度特別会計収支補正予算について

第5号議案 土地改良施設維持管理適正化事業の実施について

第6号議案 平成25年度組合費の賦課徴収方法とその時期の制定について

第7号議案 平成25年度一般会計収支予算について

第8号議案 平成24年度工事施行について

第9号議案 平成25年度一時借入れについて

第10号議案 平成25年度取引金融機関について

第11号議案 平成25年度決済金の賦課徴収方法とその時期の制定について

第12号議案 平成25年度特別会計収支予算について

第13号議案 事業費積立基金運用について

第14号議案 治水委員選定について



平成25年3月5日開催 通常総代会で 議長を務める横江総代



平成25年3月5日開催 通常総代会

## 永年勤続者表彰

○ 総代及び職員として長年事業の推進に尽くした功績大なるものと認められ表彰されました。

総 代 加藤一夫 (20年) 平成24年10月10日臨時総代会表彰

総 平野由夫(20年)平成24年10月10日臨時総代会表彰

事務局次長 寺西清彦 (30年) 平成25年3月5日通常総代会表彰

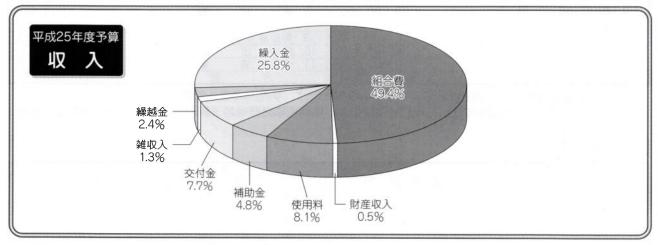
○ 平成25年3月28日 愛知県土地改良事業団体連合会総会に於いて 愛知県土地改良事業団体連合会長表彰 中央管理所係長 後 藤 篤 志 (15年) 用排水課係長 水 野 篤 史 (15年)

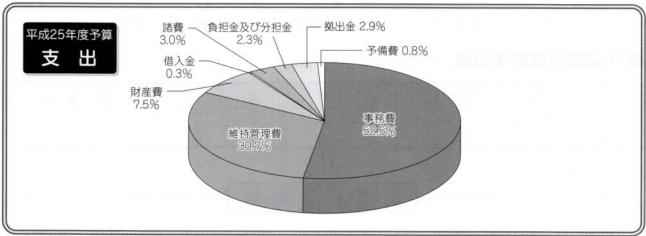
## ◎平成25年度予算

通常総代会で議決された本年度予算は次のとおりです。

#### 【一般会計】

収	入	支	出
款	予算額(円)	款	予算額(円)
1. 組 合 費	306,016,000	1. 事 務 費	324,911,000
2. 財 産 収 入	2,874,000	2. 選 挙 費	6,000
3. 使 用 料	50,390,000	3. 維持管理費	190,296,000
4. 補助金	29,495,000	4. 災害復旧事業費	301,000
5. 交 付 金	47,700,000	5. 財 産 費	46,122,000
6. 寄 付 金	1,000	6. 借 入 金	2,011,000
7. 負 担 金	0	7. 補 助 費	80,000
8. 雑 収 入	7,947,000	8. 諸 費	18,622,000
9. 借 入 金	1,000	9. 負担金及び分担金	13,938,000
10. 繰 越 金	15,000,000	10. 拠 出 金	17,940,000
11. 繰 入 金	159,803,000	11. 予 備 費	5,000,000
승 하	619,227,000	合 <b>計</b>	619,227,000





## 【特別会計】

収	入	支	出	
款	予算額(円)	款	予算額(円)	
1. 決 済 金	119,280,000	1. 積 立 基 金	121,977,000	
2. 積立基金収入	9,197,000	2. 決済金徴収交付金	2,000,000	
3. 繰 入 金	153,079,000	3. 還 付 金	4,500,000	
		4. 繰 出 金	153,079,000	
合 計	281,556,000	승 計	281,556,000	

## ◎財務状況の公表

平成23年度宮田用水土地改良区各会計決算及び財産目録は、平成24年10月10日開催の臨時総代会において承認されました。

本誌に掲載することにより、宮田用水土地改良区規約第47条に規定する財務状況の公表といたします。

## ●平成23年度決算 (平成24年10月10日 臨時総代会で承認)

#### 【一般会計】

収	入	支	出
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 組 合 費	304,542,560	1. 事 務 費	305,466,203
2. 財産収入	99,191,261	2. 選 挙 費	0
3. 使 用 料	56,465,622	3. 維持管理費	308,113,096
4. 補助金	27,733,895	4. 災害復旧事業費	73,052
5. 交 付 金	65,700,000	5. 財 産 費	246,460,135
6. 寄 付 金	0	6. 借 入 金	2,008,400
7. 負 担 金	98,550,000	7. 補助費	11,400
8. 雑 収 入	6,220,485	8. 諸 費	19,492,058
9. 借 入 金	0	9. 負担金及び分担金	12,473,795
10. 繰 越 金	16,967,817	10. 拠 出 金	19,260,000
11. 繰 入 金	271,981,804	11. 予 備 費	C
승 計	947,353,444	승 計	913,358,139

<sup>※</sup>収入、支出差引残金 33,995,305円の内14,495,305円は、平成24年度へ繰越

19,500,000円は、平成24年3月2日総代会議決による事務所修繕費繰越予算の財源として平成24年度へ繰越

#### 【特別会計】

収	入	支	出
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 決 済 金	155,844,890	1. 積 立 基 金	124,846,000
2. 積立基金収入	13,533,024	2. 決済金徴収交付金	1,540,728
3. 繰 入 金	241,411,804	3. 還 付 金	745,500
		4. 繰 出 金	241,411,804
숨 計	410,789,718	合 하	368,544,032

※収入、支出差引残金 42,245,686円は、事業費積立基金(維持管理補償費)として預金

## ●平成23年度財産目録 (平成24年5月31日 調製)

資	産	負	債
摘要	金額(円)	摘 要	金 額 (円)
1. 流 動 資 産	3,419,875,373	1. 長 期 負 債	18,000,000
2. 固 定 資 産	343,001,762	2. 短 期 負 債	3,152,194,331
資 産 合 計	3,762,877,135	負債合計	3,170,194,331

## 監查結果報告

宮田用水土地改良区の平成23年度決算監査として、平成24年7月27日に、業務、会計及び財産の状況について監査をした結果、適正なものと認められるので、定款第21条第1項の規定に基づき報告する。

平成24年7月27日

総括監事 <u>17</u> 野 夫 由 2  $\oplus$ 監 事 Ш 監 坪 # 史 正 源八郎 # 青

## ◎新総代決定

平成24年7月31日執行の宮田用水土地改良区総代会の総選挙で次のとおり新総代が決まりました。

選挙区【定数】	f	Ŧ	2	3	選挙区【定数】		Æ	4	ጟ
	森	島	義	之	第16区【3名】	木	村		 鈞
第1区【2名】	佐	藤	正	晴	※1名欠員	光	松	勝	
	瀬	戸	Ξ	朗		佐	藤	榮	宏
	ф	村	久	勝		近	藤	正	春
第2区【5名】	八	林	_	_	第17区【5名】	伊	藤	愛	
	富	$\Box$	宣	明	N311/2 [00]	佐	藤	文	
	春	日 扌	‡ 安	男		吉	JII	健	-
	渡	邊	朝	光		恒	Щ	宣	
** 0 57 [40]	松	岡		亨	第18区【3名】	野		俊	幸
第3区【4名】	青	井源	原 八	郎		服	部	憲	明
	八	塩	髙	義		岡	⊞	宗	±
	林		清	司	第19区【4名】	大	橋	34	司
第4区【3名】	八	關身	€ 知	子		猪	飼	義	_
	鈴	木	憲	次		横	江	好	明
# E V 1041	今	枝		桂		近	藤		智
第5区【2名】	古	<b>H</b>	晟	_	第20区【3名】	室	$\Box$		寛
	Ш	中	義		_	Ш	$\Box$	富	雄
第6区【3名】	稲	垣	哲	夫	第21区【3名】	久	保 {	田幹	夫
	服	部		勇		玉	谷	明	美
笠口区【2分】	JII	井	貞	=		Ш	<b>B</b> :	久 太	郎
第7区【2名】	ħО	藤	智	久		宮	治	恒	雄
	森		末	數	第22区【3名】	水	野	良	美
第8区【3名】	浅	<b>電</b>	富士	男		近	藤		隆
	犬	飼	崇	浤	\$22V [24]	金	井	奠	彦
	中	島	昭	夫	第23区【2名】	伊	藤	博	國
第9区【3名】	八八	Ш	善	照	第24区【2名】	角	$\oplus$	嘉	鑛
	名	倉	芳	美	第246【2台】	Ш	$\blacksquare$	昇	_
   第10区【2名】	石	黒	鉱	俊	第25区【1名】	伊	藤	佐	·—
95 TOE [2-12]	髙	Ш	美	幸		岩	$\oplus$	公	雄
第11区【1名】	b□	藤	頌	玆		髙	羽	富	吉
第12区【2名】	浅	井	尊	34	第26区【5名】	吉	⊞	尚	武
※1名欠員		7T	<del>寸</del>	JA		竹	内	重	男
	鈴	木		純		河	村	孝	安
第13区【4名】 -	横	Ш	藤	則		八	神		勲
#10E [40]	飯	$\Box$	辰	男	第27区【4名】	Ш	$\blacksquare$	義	之
	大	津	丈	敏	554/614461	貝	沼	茂	濕頁
	伊	藤	善	信		佐	藤	実	男
第14区【3名】	桜	木	琢	磨	* *				
	星	野		昭	参考	₩₩	1011		
	堀	⊞		宏	総代会総選挙執行				
第15区【3名】	Ш	$\blacksquare$	_	2	→ 当選証書附与 平成24年8月1日 総 代 任 期 平成24年8月10日~¬¬		月日		
表 10位 10位 1						TF-4400	A-0-0-0		

※総代については、平成25年4月1日現在2名の欠員がございます。

## ◎新治水委員決定

平成25年3月5日開催の通常総代会で次のとおり治水委員が決まりました。用排水路については、 各担当水路の下記治水委員までご連絡下さい。

任期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの期間です。

担当水路	氏 名	担当水路	氏 名
大江一ノ割井筋・上之島井筋	林 茂雄	萱津井筋中流	一柳政直
大江二ノ割井筋・多加木井筋	竹市正弘	萱津井筋下流	柄松寿美夫
大江二ノ割井筋直流・下之島井筋	吉田一雄	落合上丑分水路	奥田芳之
大江二ノ割井筋・五郷用水	永井 進	落合五ケ村井筋	加藤鉎和
大江三ノ割井筋直流・小池井筋上流	木村 稔	奥村井筋上流	日比野一男
大江三ノ割井筋直流・大矢六ケ井筋	杉原鎭雄	奥村井筋下流	岩田光司
大江三ノ割井筋・五八用水路・土吐川用水路	竹田隆義	富田管水路	浅野冨士男
小池井筋下流·西条井筋	山田久太郎	牧川井筋上流	岩田祐成
二ツ寺井筋	近藤守眞	牧川井筋下流	後藤広高
七宝西部用水路	松岡博克	牧川井筋下流	伊藤勝利
秋竹西井筋	黒川芳次	森上井筋上流	小川富義
秋竹西井筋	伊藤正幸	森上井筋下流	時田 諭
秋竹東井筋·小川用水路	安井勝春	一宮井筋上流	柴垣利明
古大江井筋	早川正春	一宮井筋上流	入山弘信
古大江井筋	水野日出夫	一宮井筋下流	大野吉一
新大江井筋·金岩分水路	山田勝一	一宮井筋下流	山田憲男
新大江井筋·金岩分水路	飯田信義	大塚井筋	家田宗雄
新般若井筋上流	白山基典	三宅井筋	津坂昇一
新般若井筋下流	熊澤好和	光堂井筋	田中正春
新般若井筋下流	野田竜樹	法立西井筋	片岡 隆
下之鄉井筋直流·下之鄉井筋	牧野育雄	法立西井筋	飯尾 茂
萱津井筋直流·萱津井筋上流·甚目寺分水路	武藤謙三	法立西井筋	安達重光
萱津井筋直流	小出秀昭	法立東井筋	水谷茂樹
萱津井筋中流	若山善之	法立井筋	横井正隆

## ◎新役員決定

任期満了による役員総選挙が平成24年8月17日執行され、全員の方が無投票により当選されました。また、平成25年3月5日に理事1名退任に伴う役員補欠選挙が執行され、光松勝彦さんが無投票当選されました。

[役員任期 平成24年8月29日~平成26年8月28日]

理事長 恒川宣彦

副理事長 川井貞二 山田久太郎

理 事 中島昭夫 山田一己 岩田公雄 貝沼茂顯 瀬戸三朗

加藤頌茲 近藤 智 飯田辰男 稲垣哲夫 光松勝彦

総括監事 近藤正春

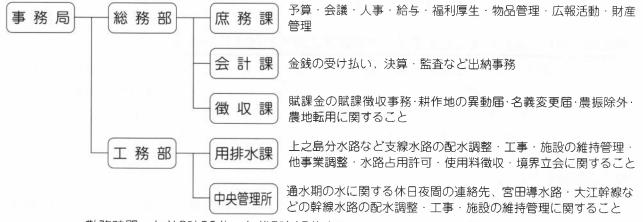
監事伊藤博國青井源八郎星野昭 浅野富士男

議 長 横江好明副議長 小林一一

## ◎理事の事務分掌

445	庶務課担当理事	um E - s	/	The Ribert B	
総	代表理事	岩田公雄			
務		瀬戸三朗	近藤智	稲垣哲夫	光松勝彦
375	会計課兼徴収課担当理事				
部	代表理事	瀬戸三朗			
		岩田公雄	近藤 智	稲垣哲夫	光松勝彦
Т	用排水課兼	a Hit Hit	7		
務	中央管理所担当理事				
16 33 3 11	代表理事	中島昭夫			
部			貝沼茂顯	加藤頌兹	飯田辰男

## ◇事務局機構図◇



勤務時間:午前8時30分~午後5時15分まで

中央管理所では、4月4日~10月15日まで土日祝日夜間、職員が常駐しています。 ※ 常駐期間の終期は、水利用状態により変更する場合があります。

#### おくやみ

理事 松田俊彦氏が去る平成24年12月6日に、総代 加藤一夫氏が平成25年2月5日に ご逝去されました。

生前土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。

## ◎平成25年度賦課金・決済賦課金について

平成25年度賦課金・決済賦課金は、通常総代会で下記の通り決定しました。

(1,000m<sup>2</sup>当たり)

			73
賦	課	金	5,240円
決済	斯朗	金	340,800円

#### ●賦課金がかかります )

- ○用水利用の有無に関わらず区域内農地(登記・田)に賦課金がかかります。
- ○農地を異動し、旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法 第42条)が生じますので、納め忘れがないようにご注意下さい。
- 賦課基準は**毎年4月1日現在の土地を対象**に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。 賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。
- ○土地区画整理事業施行中は農地(田)として利用されていなくても賦課金はかかります。事業中の転用(埋立含む)をされる場合は、決済の手続きをされないとそのまま賦課金の対象となります。

#### ●組合員の資格取得・喪失の届出について )

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっておりますから、 当改良区の徴収課、又は、市町農業委員会及び市町担当課に所定の用紙がありますので手続き をして下さい。

- ○組合員が死亡した場合
- ○組合員が農地(田)の喪失又は取得した場合(農地(田)の異動、売却、譲与等)
- ○農業者年金の受給による経営移譲の場合

## ●農地(田)に異動があったときは、当改良区に必ずお届け下さい )

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も案外多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他の人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

## ●決済賦課金とは

今後の維持管理費については区域内農地が減少しても、用水路及び樋管等の維持管理費は減少しませんので残存農地が負担過重とならないよう農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。

## ●農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について)

- ○田を宅地、その他に転用される場合、又は畑に変換される場合には、決済賦課金(維持管理補償費)が賦課されます。
- ○公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地(田)についても決済賦課金が賦課されます。

## 便利な口座振替をご利用下さい

- 1. 宮田用水が徴収事務を行っている以下の地区については、口座振替がご利用できます。 一宮市・稲沢市・愛西市(旧佐織町)・蟹江町・北名古屋市(旧西春町) 名古屋市(港区・中川区・西区)
- 2. 口座振替のお申し込みについては、口座振替依頼書に必要事項を記入の上、預金通帳、 印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口に提出して下さい。口座振替依頼書は宮 田用水及び愛知西農業協同組合本支店、なごや農業協同組合本支店、またゆうちょ銀行 専用の自動払込利用申込書は宮田用水及び郵便局に用意してあります。
- 3. 口座振替のできる取扱金融機関は次の通りとなっております。 愛知県内の農業協同組合・三菱東京UFJ銀行・大垣共立銀行 尾西信用金庫・ゆうちょ銀行

※賦課金等についてのお問い合わせは直接宮田用水徴収課までお願いします。

## 平成25年度宮田用水取水計画表

(単位:m³/秒)

期		別	宮 田 元 杁	大江幹線水路	奥村幹線水路	新般若幹線水路
4/4	$\sim$	4/20	5.38	3.88	0.50	1.00
4/21	~	5/25	19.89	13.65	2.88	3.36
5/26	~	6/4	26.82	16.43	4.75	5.64
6/5	~	6/14	24.85	15.22	4.40	5.23
6/15	~	10/15	25.64	15.71	4.54	5.39

<sup>※</sup>下記緊急時の場合は、犬山頭首工において取入水門の全閉処理を行うため、通水をストップすることがありますので、ご承知 おき下さい。

- ①地震発生の際、震度5以上の場合
- ②NTT回線が寸断された場合
- ③木曽川増水時、洪水量が3,000m3/秒を超えた場合

## ◆県営事業実施状況◆

宮田用水土地改良区管内で実施されている県営事業は下記のとおりでありますが、今後も早期完成をめざし、積極的に事業推進に努めてまいりますので、関係機関並びに関係地域のご協力とご理解をお願い申し上げます。

#### 進捗状況

地区名	総事業費和	総事業量 m	24年度迄の 事業費 刊	24年度迄の 事業量 m	25年度 事業費 刊	25年度予定 事業量 m	進 捗 率 %	着工年度
水質保全対策事業 新 般 若 井 筋 地 区	1,648,460	2,436.0	1,413,480	2,427.0	30,000	9.0 附帯工一式	87.6	H11
用排水施設整備事業 萱津井筋長牧地区	1,652,000	2,247.7	723,567	1,069.7	500,000	770.0	43.8	H21
地盤沈下対策事業 小 池 用 水 地 区	2,810,000	5,118.0	2,552,555	4,750.6	240,000	340.0	99.4	H11
水環境整備事業 大江川3期地区	466,500	利用保全施設等 一式	348,426	利用保全施設等 一式	78,000	利用保全施設等 一式	91.4	H22
水環境整備事業 大江川4期地区	550,000	利用保全施設等 一式	-	_	30,000	実施設計一式	5.5	H25
水環境整備事業宮田導水路1期地区	201,000	利用保全施設等 一式	5,985	0.0	40,000	利用保全施設等 一式	22.9	H24
水環境整備事業 萱 津 地 区	270,000	利用保全施設等 一式	-	-	48,000	利用保全施設等 一式	0.0	H25
農業水利施設保全対策事業 宮 田 地 区	20,000	10,700.0	_	_	20,000	10,700.0	0.0	H25
国営附帯県営農地防災事業 大江川上流2期地区	1,377,700	4,500.0	599,498	2,164.9	200,000	1,840.0	58.0	H21

## 濃尾用水地域における国営土地改良事業の計画変更について 《手続きのお知らせと同意のお願い》

## 国営土地改良事業の概要

#### ■ 濃尾用水土地改良事業(維持管理)

昭和41年度から、国営土地改良事業「濃尾用水地区」として、犬山頭首工の維持管理を国が行っているもので、木曽川から農業用水を適正に取水、配水しています。

#### 新濃尾土地改良事業(農地防災)

平成10年度から、国営土地改良事業「新濃尾地区」として、犬山頭首工、羽島用水路、木津用水路、大江排水路、宮田導水路の改修工事を実施しています。(犬山頭首工、羽島用水路、木津用水路、大江排水路については工事が完了しています。)

## 計画変更の概要

#### ■ 濃尾用水土地改良事業(維持管理)

- ○受益面積の見直し 現計画(S41時点) 22.070ha → 計画変更(H23時点) 9.353ha
- ○管理方法の見直し(最大取水量)

現計画(S41時点) Q=51.14m³/s → 計画変更Q=51.06m³/s

#### 新濃尾土地改良事業(農地防災)

- ○受益面積の見直し 現計画 (H9時点) 11,110ha → 計画変更(H23時点)10,139ha
  - ※本事業の受益面積には、用水受益地の他に大江排水路及び新木津用水路の排水 関係受益地が含まれます。
- ○主要工事計画の見直し(新木津用水路改修の追加)

追加主要工事 新木津用水路 L=10.6km

○事業費の見直し 現計

現計画 (H9単価) 880億円 → 計画変更(H23単価) 770億円

※新木津用水路の改修工事を追加しますが、コスト縮減への取組や物価の変動等により全体の総事業費は減少します。なお、本事業の実施による事業費の地元 (農家) 負担はありません。

○事業工期の見直し 現計画 H10~H26 → H10~H34 (予定)

## 計画変更の手続き

事業の計画変更手続きは、土地改良法に基づいて進めて行きます。

この土地改良法に基づく手続きにおいては、事業の受益者(土地改良区組合員)からの同意が必要で、同意に関する書類を平成25年夏頃に配布いたします。

つきましては、この地域の農業用水の適切かつ安全で安定的な取水と配水、及び農地等の湛水被害対策のため、これらの国営土地改良事業の計画変更にご理解頂き、同意の署名と押印をお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

◆濃尾用水(維持管理) 木曽川水系土地改良調査管理事務所 企画課

TEL 052-761-3191 担当: 天野課長、毛利企画係長

犬山頭首工管理所

TEL 0568-61-1003 担当: 堺管理所長、井口施設管理係長

◆新 濃 尾(農地防災) 新濃尾農地防災事業所 調査設計課

TEL 0586-47-7720

担当:小倉課長、岩長技術専門官、坂調査係長